

令和 8・9 年度

防衛関係事業(8条)下吉田配水区配水管工事(新倉通り線)

特記仕様書

富士吉田市 上下水道工務課

第1章 総則

第1条

1.1 一般事項

本特記仕様書は、富士吉田市水道整備事業として市内旭地内に実施する、防衛関係事業(8条)下吉田配水区配水管工事(新倉通り線)に必要な 各種事項に摘要する。本工事は、特記仕様書、山梨県県土整備部監修「建設工事必携」、設計図書及び関連諸規格に従って施工するものとする。また、本特記仕様書に別段定めていない事項については、監督員の指示によるものとする。

1.2 工事概要

配水管工事

DIP GX-S種	φ 200mm	L=211.7m
DIP K-3種	φ 200mm	L=8.4m
DIP GX-S種	φ 150mm	L=197.3m
DIP K-3種	φ 150mm	L=6.8m
DIP GX-S種	φ 100mm	L=14.4m
DIP K-3種	φ 100mm	L=3.0m
DIP GX-S種	φ 75mm	L=5.5m

給水管付替工事

給水管付替工事	φ 20mm	25.0件
給水管付替工事	φ 25mm	5.0件
給水管付替工事	φ 40mm	1.0件
付帯工事		1.0式

消火栓工事

地下式単口副弁付	φ 75	3.0基
----------	------	------

1.3 工期

本工事の工期は、着工指定の日から 日間とする。

1.4 引渡し書類等

工事目的物引渡しの際は、下記書類を揃えて引渡し業務を完了すること。

- ① 完成図
同上製本(A3版)
- ② 工事書類(工事写真を含む)
- ③ 工事写真の電子データ

1.5 週休2日制工事実施

本工事は、週休2日適用工事として通期の現場閉所率(休日取得率)を28.5%見込んでいる。取り扱いについては、「富士吉田市週休2日制工事実施要領」による。

第2条 関係法令等の遵守と手続き

請負者は、本工事の施工にあたり、「建設業法」、「労働安全衛生法」「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「道路法」、「道路交通安全法」等の関係法令、通達、工事施工に関する協定等を遵守し工事の円滑な進捗をはかること。

第3条 各種手続および関係機関との協議

1. 本工事に必要な関係官公署、企業等への届け出等の手続きは、請負者が行う。
2. 本工事に先立ち、地下埋設物について各管理者の立会いのもと調査を行い、その位置を確認して工事に対する支障の有無を監督員に報告することとする。
3. 道路使用に関しては、工事期間中は交通規制を行って施工を行う。その規制については、事前に所轄警察署並びに地元自治会の協議・承諾を得なければならない。

第4条 沿道調査

本工事において、施工区間の地盤及び建物の変異奇形を、測量調査し、写真撮影により着手前、施工中、完成とし必要に応じて随時調査を行うこと。

第5条 他工事との関連

本工事期間中に、他の水道工事および他の官公署、企業等の発注する工事と競合する場合、監督員の指示に従い工事の円滑化を図ること。

第6条 事故処理等

本工事に起因する事故が発生した場合、速やかにその日時、場所、原因状況、被害者氏名、応急処置等を報告し、その後の対応等については、監督員と協議しなければならない。

その事故が請負者の責に帰する場合は、その補償等すべて請負者の負担とする。

第7条 環境対策等

工事施工区間は、市街地であるので環境に配慮した工事に実施にこころがけ、環境の改善や地域との融和に十分に留意すること。

また、住民よりの要望や苦情が出た場合には、監督員に報告すると共に誠実に対応すること。

第8条 建設発生土の搬出

1) 本工事で発生する建設発生土の受入れ地については、下記の建設発生土処分地とする。

処分地名	第一石産運輸(株)建設発生土処分地
場所	山梨県都留市四日市場字生出山表向
管理・運営者	第一石産運輸(株)
連絡先	TEL 0554-43-3366

発注後に工事間流用が可能になった場合はこの限りではなく、別途費用についても変更協議を行うものとする。

第9条 建設廃棄物の適正処理

建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき当該産業廃棄物の処分業の許可を得ている再資源化施設で適正に処分すること。

第10条 舗装版切断時に発生する濁水処理

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。

現場条件等により、濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第11条 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。(以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスの対応していないため不可)

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体(CD,DVD,FD等)により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

＊入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること

URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-18 建設副産物 第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準[5]再生資源利用促進(計画・実施)書の提出』、及び『再生資源利用基準[7]再生資源利用(計画・実施)書の提出』に代わるものとする。

第12条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象建設工事 であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当に契約前に説明を行うこととする。

第2章 材料

第1条 工事用材料および機器

1. 請負者は、契約締結後速やかに「使用材料メーカーリスト」を監督員に提出すること。
但し、監督員から検査証明書の提出の指示があった場合については、提出すること。
2. 請負人は、設計図書において指定する材料について「環境共通仕様書」に基づき下記の再生資材を使用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC40-0	構造物基礎材等の材料 凍上抑制層の材料 下層路盤材の材料
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度As(13) 再生粗粒度As(20)	舗装の表層 舗装の基層

なお使用に際しては、プラント再生舗装技術指針等を遵守するものとする。

3.

3.1 管弁類材料

本工事で使用する材料は、次の通りとする。

管類

直 管 ダクタイル鋳鉄管 GX形 S種管

異形管 ダクタイル鋳鉄管 GX形 内面粉体塗装

水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)

弁類

ソフトシール弁

フランジ規格

7.5kg/cm²フランジ 水道用規格

3.2 給水管材料

給水管については、富士吉田市給水条例施工規程に基づく材料を使用すること。

第2条 材料検査および試験

工事用材料検査および試験は、原則として監督員立会いの下で行うが、JIS・JWWAの認定製品については、当協会の試験でこれに替えるものとする。また、その他の材料についても、公的機関または、これに準ずる機関の発行した証明書等で成績・品質が確認できる場合は、立合い検査および試験を省略できる。

第3章 工 事

第1条 施工計画と起工測量

1. 施工者は、設計図書に基づき、施工環境に関する事項について総合的に検討し、監督員に提出するものとする。
2. 起工測量について、当初設計における範囲との整合性を確認するため、各測点における幅員および縦断測量を実施し、成果を提出すること。本成果に基づき、監督者との協議により縦断線形及び横断形状を決定するものとする。
3. 起工測量の結果によりマンホール等について高さ調整が必要となるため、関連する資料をとりまとめ速やかに協議すること。マンホール調整に関わる工程の調整や設計の変更についても検討し、監督員と協議すること。
4. 現場条件と明らかな相違が発生した場合は変更協議を実施するため、速やかに協議を行うこと。
5. 現場着手については、施工計画書と起工測量結果の承諾を得た後でなければならぬものとする。また、現場着手にあたり監督員に事前に通知すること。

第2条 準備工

1. 請負者は、工事着手前に工事に関する理解を得られるように、施工区間内の関係地権者に工事のお知らせ・工程表を配布し説明をしなければならない。
2. 工事着手前に起工測量を行い、設計図書と差異がないかを確認し監督員の承認後、工事に着手する。
3. 工事施工区間内の、官民境界および民地境界の不明な箇所においては、関係地権者の立会のもと境界確認を行い、後日に紛争が生じないように然るべき措置を行った後、請負者は工事着手することとする。

第3条 工事着手

本工事は、準備にともなう作業が済みしたい速やかに着手すること。請負契約締結後1ヶ月以上工事に着手出来ない場合は、その理由を記した書面を監督員に提出し、協議すること。

第4条 仮設工事等

工事における資材置場、作業員詰所、工事用道路、仮設電気設備等は、指定事項は、設計図書にもとづき施工を行い、任意事項については請負者の責任において施工並びに管理を行うこととする。

第5条 品質管理および施工管理

1. 本工事は、「富士吉田市工事検査規定」、「工事検査実施要綱(Ⅰ),(Ⅱ)」、ならびに山梨県土木部監修「建設工事必携」等に従い品質管理および施工管理を行なうが、不明な点については、監督員の指示に従う。
また、工事完了後において、別紙「通水試験の実施要領」をもとに水道管の水密性と安全性の確認を行う。
2. 弁栓台帳管理の為、制水弁、及び消火栓等の弁栓台帳図を別紙「弁栓台帳図作成要領」をもとに作成し提出すること。
3. 水道配水用ポリエチレン管・継手の施工について
水道配水用ポリエチレン管の接合作業を行う作業者は、下記に定める講習会の受講証の写しを施工体制台帳又は下請届に添付し監督員の承認を受けること。
*配水用ポリエチレンパイプシステム協会の「施工技術講習の受講証」を取得した者で配管接合等作業経験があり、かつ、配管作図が出来る者を現場に配置し、常時監督指導しなくてはならない。

第6条 完成検査および目的物引渡し

1. 本工事の完成にあたっては、関係機関および必要事項の確認が修了しとのちに、「富士吉田市工事検査規定」、「工事検査実施要綱(Ⅰ),(Ⅱ)」に定められた完成書類により、工期、工事目的物の品質、出来形の確保について完成検査を受けなければならない。
2. 工事の検査結果について、口頭または、通知書において検査職員より指示を受けた時は、速やかに改修を行い規定に基づく確認または再検査を受けなければならない。
3. 請負者は、完成検査が修了した後、検査担当より検査済証交付後、速やかに工事目的物引渡書および関係書類を提出しなければならない。

第7条 瑕疵担保

第8条の検査に合格し引渡しを受けた施設に瑕疵があるときは、市長は請負者に対して「富士吉田市建設工事請負契約約款」にもとづき相当の責任期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、または補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求することが出来る。
また、補修にたいして請負者は速やかに、誠意を持って対応をしなければならない。

第8条 工事カルテの作成・登録

本工事請負時及び変更時の実施請負額500万円以上の工事においては、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提出し承諾を受けた後に(財)日本建設情報センターのフロピデスクにより登録をおこなわなければならない。また、その登録結果について監督員に報告するものとする。

第9条 交通及び保安施設

保安設備については、施工計画書に明記した配置計画に基づき現地の状況を十分に把握し、安全性、施工性等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。
本工事の現道上の施工に際しては、道路工事交通保安施設設置基準標準図により交通誘導員及び保安施設を配置するものとする。また、交通誘導員による交通誘導は次のとおりを実施するものとする。

配置人数は原則として変更の対象としないが、交通管理者の指示があった場合等は協議により変更の対象とする。

- 1 交通誘導配置人員 交通誘導警備員B 3名
- 2 交通誘導の時間帯 交通規制時間に応じて対応

第10条 工事の変更について

発注した建設工事について、契約事項と異なる場合は変更することができるものとする。

第11条 安全管理

1. 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」等に従い、事故のないよう安全管理に努めなければならない。
2. 工事区域内での車両の運行または、歩行者の通行に支障を及ぼす恐れがある場合は、専任の交通整理員を配置し、交通の保全に努めなければならない。
3. 交通整理員の配置人員は、現場状況を考慮し配置する。
安全上特に必要な場合は、関係機関と協議のうえ、その旨を監督員に報告し十分な措置が行える人員を配置するものとする。
4. 本工事の施工に際し、請負者は安全・訓練等実施に関する施工計画書を作成し監督員に提出するものとする。
5. 請負者は、安全・訓練等の実施状況を写真等に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。

なお、工事期間中であっても監督員が、実施状況の確認が必要とする場合は、速やかに報告をしなければならない。